

# 支那金石學概要 石刻

馬 衡 著  
內 藤 乾 吉 譯 註

## 第三 經典諸刻と紀事諸刻の別(承前)

事蹟を表章せる諸文 紀事を刻したものは文體はさ  
まざであるが、記・頌・銘・贊、何れも事蹟を表章

せんが爲に作つたものに外ならぬ。秦の始皇の東巡の  
際の諸刻や漢以來の山川祠廟の諸刻は皆封禪・祭祀の  
文である。漢の裴岑紀功刻石<sup>①</sup>永和二年(西紀一三七) 唐の姜行本  
紀功碑<sup>②</sup>貞觀十四年(西紀六四〇) 平百濟碑<sup>③</sup>顯慶五年(西紀六六〇) 中興頌<sup>④</sup>大曆  
六年(西紀七七一) 宋の平蠻頌<sup>⑤</sup>年月未詳せるも皇祐五年(西紀一〇五三)と考定さる。漢の王稚子闕  
紹定四年(西紀一二三二) 等は皆紀功の文である。漢の高  
元興元年(西紀一〇五) 婁壽碑<sup>⑥</sup>熹平三年(西紀一七四) 等よりして後世の德  
政碑・神道碑などまでは皆述德の文である。漢の高  
修周公禮殿記<sup>⑦</sup>初平五年(西紀一九四) 郗君開褒余道記<sup>⑧</sup>永平六年(西紀六三)  
辛李二君造作橋記<sup>⑨</sup>熹平七年(西紀一六四) 以下後世の興學・建寺・  
造像・造塔の諸記は皆工作进行を記述した文である。古來

の石刻の中で、此種の事蹟を表章する爲めの作が實に  
十中の八九を占めてゐる。試みに金石の目錄を検する  
ならば、其の概略を知ることが出來よう。

① 其文は「金石萃編」卷七に錄す。「梅賾居士縮本漢碑」に縮  
圖あり。刻石と碑の別の條の註<sup>②</sup>參照。

② 「金石萃編」卷四五に錄す。「寰宇貞石圖」に縮影あり。

③ 朝鮮忠清南道扶餘郡扶餘面東南里に在り、石の塔に刻され  
てゐる。其文は「金石萃編」卷五三「海東金石苑」卷一

「朝鮮金石總覽」等に錄す。「朝鮮古蹟圖譜」四に塔及び拓  
本の寫眞を載す。

④ 「金石萃編」卷九六に錄す。「寰宇貞石圖」に縮影あり。

⑤ 廣西臨桂城北の鎮南峯にある磨崖碑。謝啓昆の「粵西金石  
略」(廣西通志金石略)卷二及び「八瓊室金石補正」卷九八  
に錄文あり。「欽定四庫全書」卷十一に年月を定めて皇祐五年二月  
とす。

⑥ 翁方綱の「粵東金石略」卷九に「瓊州府學大宋平黎頌碑」。  
紹定四年瓊山賊王居起爲亂。明年出師。又明年平之。承議

郎通判瓊州軍州兼管内勸農事備緋游龍進頌三十六章并序。  
書頗不工。」と見ゆ。

⑦「金石萃編」卷五に録す。

⑧「隸釋」卷九に録す。「梅谿居士縮本漢碑」に縮圖あり。

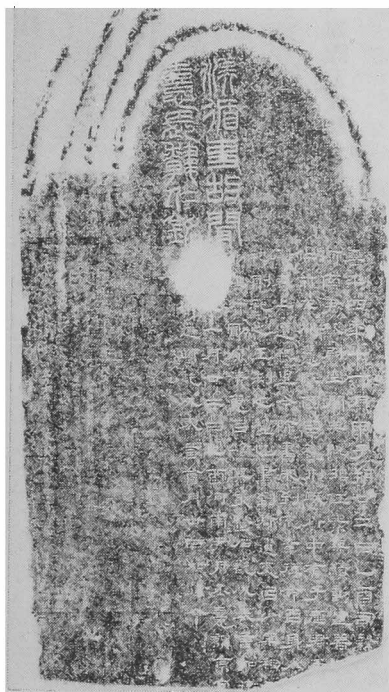
⑨「隸釋」卷一に録す。

⑩「金石萃編」卷五に録す。「寰宇貞石圖」に縮影あり。

⑪「隸釋」卷十五に録す。

## 文書

公牘の文は時代によつて同じくないが、皆各々その程式がある。秦の二世皇帝が始皇の刻石の後に元年の詔書を刻したのが文書の刻石の始である。其後のものでは、漢の安帝賜豫州刺史馮煥詔<sup>②</sup>（元初六年）<sup>①</sup>、孔廟置百石卒史碑<sup>③</sup>（永興元年）<sup>④</sup>、史晨祠孔廟奏銘<sup>④</sup>（西建）



第十六圖 (Fig. 16) 漢閔熹長韓仁銘

寧二年閔熹長韓仁銘<sup>⑤</sup>（熹平四年）<sup>⑥</sup>、樊毅復華下民租田口算碑<sup>⑥</sup>（光和二年）<sup>⑦</sup>、無極山碑<sup>⑦</sup>（西紀一八二）等に文書が載つてゐるが、それ等は或は天子が郡國に下し、或は三公が天子に上り、或は郡國が三公に上り、或は郡國が屬官に下したものであり、種々の形式が遺つて居つて、漢代制度の一斑を考見し得る。

唐宋時代の石刻には文書の種類が尤も多く見えてゐる。先づ天子の文書には詔と敕とがあるが、之に屬するものには、唐の太宗贈比干太師詔<sup>⑧</sup>（貞觀十九年）<sup>⑨</sup>、太宗高宗贈太師孔宣公兩詔<sup>⑩</sup>（武德九年）<sup>⑪</sup>、太宗賜盧正道勅<sup>⑩</sup>（景龍元年）<sup>⑪</sup>、太宗賜少林寺田勅<sup>⑪</sup>（開元十一年）<sup>⑫</sup>、玄宗賜張九齡勅<sup>⑫</sup>（天寶元年）<sup>⑬</sup>、武后還少林寺神王獅子勅<sup>⑬</sup>（天寶十四載）<sup>⑭</sup>、宋の眞宗加文宣王封號詔<sup>⑭</sup>（大中祥符元年）<sup>⑮</sup>、徽宗賜辟雍詔<sup>⑮</sup>（崇寧元年）<sup>⑯</sup>、高宗籍田詔<sup>⑯</sup>（紹興一

十六年）<sup>⑰</sup>、眞宗賜陳堯咨疏龍首渠勅<sup>⑰</sup>（大中祥符七年）<sup>⑱</sup>、賜天慶觀勅<sup>⑱</sup>（大中祥符八年）<sup>⑲</sup>、等がある。この種のものゝ中、辟雍等の詔や唐の玄宗の令長新誠、宋の太宗の戒石銘などは、天下に頒示した通勅といふべき

もので、従つて方々の縣邑に存在する譯である。次に中書以下の諸官府より下行する文書には

牒・劄子・帖・公據があり、唐の奉先寺牒<sup>②</sup>開元十年會善寺

戒壇牒<sup>③</sup>大曆二年宋の永興軍

牒<sup>④</sup>景祐元年永興軍劄子

景祐二年方山昭化寺帖<sup>⑤</sup>崇寧二年

戒香寺公據<sup>⑥</sup>紹聖四年

等は皆此類である。蓋し牒と劄子とは中書門下、或は尙書省、

或は禮部等より給するもの、帖は常平・茶・鹽等の諸司より給するもの、公據は所在

の官司より給するものである。

牒は宋よりも金の方が多いが、これは凡そ寺院が錢

を納めさへすれば牒を給し額を賜はつた爲で、其の制度は大定年間に始まつてゐる。故に大定時代には此種

の牒が特に多い。<sup>⑦</sup>

元代の詔勅は、史臣の代言するものを詔といひ、國

語で訓勅するものを聖旨といふ。諸王太子は令旨とい

ふ、后妃公主は懿旨といふ。玉清宮摹刻聖旨碑<sup>⑧</sup>太

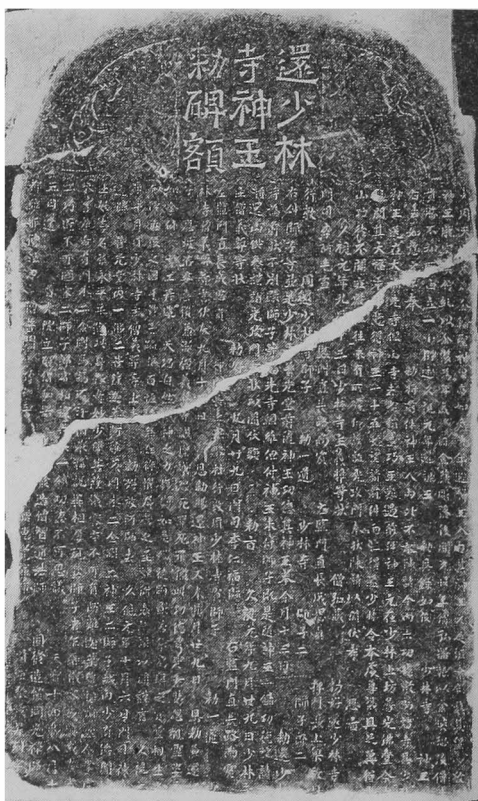
宗七年太清宮

草堂寺潤端太子令旨碑<sup>⑨</sup>西紀一二三五

公主皇后懿旨碑<sup>⑩</sup>太宗皇后稱制四年

皇太后懿旨碑<sup>⑪</sup>西紀一二四五

二年等はこれである。文は口語體が多く、蒙古文



第十七圖(Fig. 17) 武后還少林寺神王勅碑

ひ、后妃公主は懿旨といふ。玉清宮摹刻聖旨碑<sup>⑧</sup>太

宗七年太清宮

草堂寺潤端太子令旨碑<sup>⑨</sup>西紀一二三五

公主皇后懿旨碑<sup>⑩</sup>太宗皇后稱制四年

皇太后懿旨碑<sup>⑪</sup>西紀一二四五

二年等はこれである。文は口語體が多く、蒙古文

と漢文とを並列してゐるものもある。又、制詔と稱する

もの、例へば加封孔子等制詔の如きは皆通勅であつて

天下の郡邑に多く存してゐる。公據は或は執照とも稱

し、礪溪谷長春觀公據<sup>⑬</sup>太宗十年

及び給碧洞子地

土執照<sup>②</sup>太<sup>宗</sup>等がこれである。  
 明清以來の石刻にも此種のも  
 のが少くないのであるが、惜し  
 むらくはまだそこまで搜探した  
 者がない。

①この文書の項は「語石」卷三の詔  
 敕・符牒の條を約したところが多  
 い、同書を參照すべし。

二世刻石のことは史記秦始皇本紀  
 の二世皇帝元年の條に見える。現  
 存する唯一の原石と謂はれる琅邪  
 臺刻石には二世の詔は左の如き式  
 に刻されてゐる。(刻石と碑の別  
 の註⑩參照)

皇帝曰。金石刻盡  
 始皇帝所爲也。今襲  
 號而金石刻辭不稱  
 始皇帝。其於久遠也  
 如後嗣爲之者。不稱  
 成功盛德。  
 丞相臣斯。臣去疾。御  
 史夫。臣德昧死言。臣  
 請具刻詔書。金石刻

# 第十八圖 (Fig. 18)

金大定三年薦福禪院牒



因明白矣。臣昧死請。  
 制曰可。

②「隸釋」卷十五に錄す。

③「隸釋」卷一「金石萃編」卷八「寰  
 宇貞石圖」梅賾居士縮本漢碑」に  
 見ゆ。三公が天子に奏して制可を  
 得たるものを郡國に下したる式と  
 郡國が三公に上る式とを存す。

④「隸釋」卷一「金石萃編」卷十三  
 「寰宇貞石圖」。郡國が尙書に上る  
 式を存す。

⑤「金石萃編」卷十七「寰宇貞石圖」。  
 司隸校尉より河南尹に下し、更に  
 屬官に下せるものにて、末尾に  
 「如律令」の語ある文書を載す。  
 (第十六圖參照)

⑥「隸釋」卷二。弘農太守樊毅が尙  
 書に上れる狀である。

⑦「隸釋」卷三。太常より尙書に上  
 り、制可を得て尙書令より順次太  
 常・郡國以下へ下行せる文書を存  
 す。

⑧この詔は太宗祭比干文と共に一碑  
 に刻され、詔は「金石續編」卷四  
 に、祭文は「金石萃編」卷四六「金

石存」卷一二に出てゐる。互に參看すべきである。碑は元の延祐五年の重刻にかゝる。

⑨「金石萃編」卷五五。贈泰師孔宣公碑の陰に刻す。

⑩「金石萃編」卷六八。議法師頌盧公清德文の碑陽に刻す。

⑪「金石萃編」卷七四。この碑に見える麗正殿修書使より少林寺に達した牒の首に「勅麗正殿修書使少林寺主慧覺」とあつて、勅の字が上にあるが、これは麗正殿修書使に附いた字であらう。内容に勅を含んでゐるが、かくの如く勅を下達する牒を金石書などでは勅牒と稱してゐる場合が多い。馬衡氏は下の牒の例としても同様のものを舉げて居つて、相通じて用ひてゐる。なほ石刻の文書の中、第十八圖の金の大定三年の尙書省の牒の如く、文書そのまゝを摹勒して文書の形式をそのまゝ傳へてゐるものもあるが、さうでないものも多い。

⑫「山右石刻叢編」卷六「八瓊室金石補正」卷五六。裴光庭碑の陰に刻す。玄宗御書で裴光庭碑の撰文を命じた勅である。文面には勅を賜はつた者の名が見えて居らないが、張九齡と考證されてゐる。又年月もないが、少くとも勅を賜はつたのが光庭の碑の立つた開元二十四年以前であることは言ふまでもない。顧氏「金石文字記」には何故か裴光庭碑と共に天寶元年の處に入つてゐるので「寰宇訪碑錄」金石文字記・寰宇訪碑錄に賜張說勅とあるは誤り。「撫古錄」などに天寶元年とし、馬氏も之を襲うてゐる。

⑬「金石萃編」卷九一。久視年間に少林寺の僧義獎等の上つた表・狀に對し武后の與へた口勅を門司より少林寺に下し

た牒を刻す。(第十七圖參照)

⑭「金石萃編」卷一二七。玄聖文宣王贊と共に一碑に刻す。此碑は天下の諸處に立てられた。萃編に錄せるは曲阜孔廟にあるもの。「金石苑」卷六には錦州にあるもの、圖を載す。

⑮この詔は諸州の學校に刻せしめたもので、皆徽宗の詔と薛昂の後序とを刻してゐる。阮元の「兩浙金石志」卷七には紹興府學にあるものを錄してゐるが、これには後序の後に次の如き文を刻してあつて、立石の始末及び年月が明白である。

越州

准辟廳牒。檢會崇寧三年十一月十六日 勅節

文。車駕臨幸辟廳。親書手詔。下有司。摸勒

刊石。頒賜諸路州學。及契勘崇寧四年三月十

六日 勅。應諸州學俟頒到 手詔。許令

立石。崇寧四年十二月二十日建

(次に銜名を列す)

「山左金石志」卷一七「八瓊室金石補正」卷一〇九には濟南府陵縣學にあるものを「湖北金石志」十には武昌府興國州學にあるものを錄してあるが、詔と後序のみよりないので兩者ともにその立石の年月は不明である。或は崇寧元年或は崇寧三年等と定めてゐるが、立石年月は不明の筈である。右の外にも直隸順德府學・山東の曹州府鉅野縣・萊州府學などにもこの碑のあることが目録に見えてゐる。なほ「語石」卷三詔勅の條を見るべし。

⑮「寰宇訪碑錄」卷九「攬古錄」卷一四には浙江金華にあるもの(紹興十六年)を著録す。「金石苑」卷三には四川渠縣にあるもの(紹興十七年)の圖を載す。

⑯「金石萃編」卷一三〇。

⑰天慶觀碑の陰に刻す。「山右石刻叢編」卷一二には靜樂縣にあるものを録す。「攬古錄」卷一一には直隸安肅のものを「山西通志」には河津縣のものを著録す。

⑱「金石續編」卷七。

⑲「金石續編」卷一七「八瓊室金石補正」卷一一二には廣西梧州府治及び湖南道州にあるものが録せられてゐる。

⑳「金石萃編」卷七三。奉先寺像龕記碑に刻す。河南縣より奉先寺に下した牒。

㉑「金石萃編」卷九四・卷九五兩載。「八瓊室金石補正」卷六二。中書門下より下した勅牒。

㉒「金石萃編」卷一三二。中書門下より永興軍に下した牒。

㉓「金石萃編」卷一三二。

㉔「金石續編」卷一七。太原府が禮部の符に従つて照化寺に下した帖。

㉕「金石萃編」卷一四二。

㉖その牒の實例は「金石萃編」「同續編」「八瓊室金石補正」「山右石刻叢編」等につきて見るべし。(第十八圖參照)

㉗山東濰縣玉清宮にあり。「山左金石志」卷二一「寰宇訪碑錄」卷一一によればこの碑には聖旨四道、令旨二道を刻す。馮承鈞の「元代白話碑」にその中の白話の聖旨三道を録す。元代の白話碑に就いては同書を參考すべし。F. d. Chavan-

nes, Inscriptions et pièces de chancellerie chinoise de l'époque mongole, Trp., 1904, 1905, 1908. には元の白話碑の拓影を多數載せてゐる。「語石」卷三詔勅の條に襄陽五龍廟の至元三年三月の白話聖旨の式を録してゐる。なほ聖旨は白話に限らない。「江蘇金石志」や「兩浙金石志」等に文語の聖旨碑が見えてゐる。

㉘陝西郿縣にあり。「寰宇訪碑錄」卷一一「攬古錄」卷一七。

㉙河南汲縣にあり。「攬古錄」卷一七。

㉚直隸易州にあり。「寰宇訪碑錄」卷一二。

㉛例へば「江蘇金石志」を検すれば各縣に於て此種の同文の制詔を刻せるもの多きを見ることが出来る。

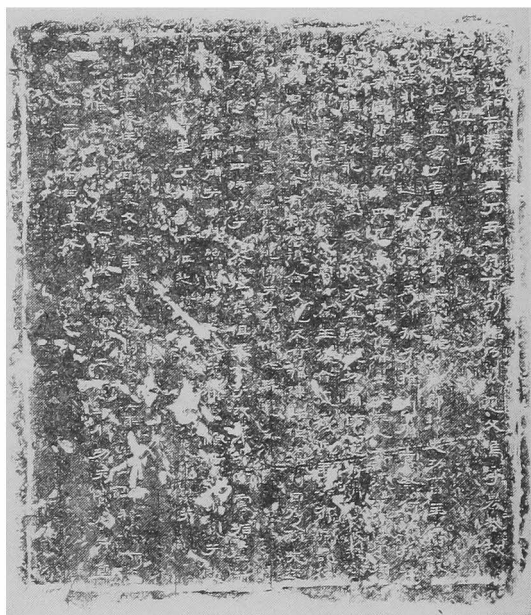
㉜陝西寶雞にあり。「攬古錄」卷一七。

㉝河南滎陽にあり。「攬古錄」卷一七。Roland Bonaparte の Documents de l'époque mongole, 1895. に至元二十年皇太子安西王の令旨により僧永輝に給した執照碑の拓影を載す。

**墓誌・墓簡** 冢墓の文には墓誌があり墓簡がある。

墓誌は年月姓名及び生前の事蹟を記し、之に銘を系ける、故に又墓誌銘といふ。其文はやはり事蹟を表章するもので、神道碑と相類するが、たゞこれは石を壙中に藏して陵谷の變遷を防がんとするもので、かの神道碑が墓前に立てられ、人の見るやうにされてゐるのと用意が少しく異なる。

第十九圖 (Fig. 19) 漢杜臨封塚記



かゝる方法は後漢に始まつたので、隸釋(卷十)に載つてゐる張賓公妻穿中文(建初二年 西紀七七)は即ち壙中の刻である。清の光緒末年に嶧縣から出た臨爲父作封記(西延熹六年 紀一六三)も亦壙中より出たもので、後世墓誌の権輿である。同時に孟津からも漢の磚百餘が出たが、皆罪人の姓名・籍貫・刑罰及び其の年月を誌してあり、罪

人を一處に集めて埋葬した墓誌である。其の年號は永平より熹平に至る凡そ百餘年間に涉つてゐる。かくの如く墓に誌す風は實に後漢の初に始まつたもので、魏晉宋齊梁陳にも行はれたが、當時立石の禁があつたので磚が多く石は少い譯である。北朝では魏・齊の際にその風が最も盛んであつた。隋唐以後は遂に典禮として規定することになった。

晉代の石は以前は唯だ劉韜の一石(③年月無し)が著録に見えてゐたのみであるが、(太康三年の房宣墓題字といふものがあるが、これは劉韜題字に據つて偽造した



第二十圖 (Fig. 20) 漢元和三年史仲葬誌 陶齋藏

ものである。<sup>⑤</sup>近年洛陽から新たに出土のものに、馮恭石柳題字<sup>⑥</sup>太康三年荀岳墓題字<sup>⑦</sup>元康五年及び荀岳の石の兩側に刻された其の夫人劉氏墓題字<sup>⑧</sup>永康元年魏雛柩題字<sup>⑨</sup>元康八年張朗碑<sup>⑩</sup>永康元年石<sup>⑪</sup>西紀二九八）西紀三〇〇）



第二十一圖(Fig. 21) 晉張朗碑

勘墓題字・石定墓題字<sup>⑫</sup>並びに永嘉二年鄭舒妻劉氏墓題字<sup>⑬</sup>年月がある。この中、張朗・魏雛の二つは碑の式になつて居つて、後に銘を系けたものであるが、其の外のものは皆姓名・官階・籍里及び妻子の名氏を記した簡潔なもので、後世の諛墓の文とは異なる。其の名稱は或は碑といひ（張朗）、或は墓といひ（荀岳・劉韜）、或は柩といひ（魏雛）、墓誌銘と稱してゐるものはない。墓誌又は墓誌銘と稱することは南北朝から始まつたので、南朝では劉懷民墓誌銘<sup>⑭</sup>大明八年北朝では韓顯宗墓誌<sup>⑮</sup>太和二十三年が最も早い。南朝の墓誌で従前の著録に見えてゐる宋の宗愨母劉夫人墓誌<sup>⑯</sup>大明四年謝濤墓誌<sup>⑰</sup>大明七年劉襲墓誌<sup>⑱</sup>泰始六年張濟女推兒墓誌<sup>⑲</sup>元徽元年齊的海陵王墓誌<sup>⑳</sup>年梁の蕭敷夫婦兩墓誌<sup>㉑</sup>並びに普通元年などの石は皆現存しない。現存する者はたゞ近出の宋の劉懷民墓誌・齊の呂超靜墓誌・梁の程虔墓誌<sup>㉒</sup>呂程兩誌は並びに年號を闕いてゐるが、近人<sup>㉓</sup>の考定するところでは呂誌は齊の永明十一年（西紀四九三）程誌は梁の太清三年（西紀五四九）のものである。の三石のみである。北朝の誌石は南朝より多いのであるが、近年出土たものは更に前人の著録せる者の數倍に上り、就中北魏の元氏のものが尤も多い。蓋し洛陽の芒山は古來丘墓の墟であ

り、そして北魏の陵寢は多く其間に在り、王侯貴族が皆此處に附葬したのであるから、利を嗜む土人が盜掘して往々獲る所がある譯である。これは別に怪しむに足らぬことであるが、それを詮鑿に過ぎて、往々これ等を疑つて偽造に出づとするのは誠に武斷の甚しきものである。隋の墓誌は上六朝を承け下唐宋を開いたもので、その形制・文體が漸く定式を成して來てゐる。唐の墓誌は流傳が最も多く、形式も亦最も備はつてゐる。宋の墓誌の數は唐の十分の一にも及ばぬし、元は又宋の半分にも足りぬ。此を以ても風俗の奢儉を知ることが出来る。

墓誌の式は最初は定例があつた譯でなく、圭首碑に似た者があり、晉の張朗・劉韜、北魏の韓顯宗・李謀等の石がそれである。方版であつて、陰又は側にも字を刻した者があり、晉の荀岳・石鈔、北魏の刁遵・李璧等がそれである。蓋のある形式は大體北魏に始まつて居り、最初は盡く題字があるとは限らなかつたが延昌以後のものには皆題字がある。北朝の墓誌で有蓋の者は十中一二に過ぎないが、隋に至つて盛行し、十中七八は有蓋となるに至つた。大體墓誌銘の前に標題

がなく、「君諱某」を以て始まつてゐる者は皆蓋の有る筈のものである。故にその蓋を亡失してしまつてはその姓氏を知るに由がない。墓誌の文に、書いたゞけで刻してないものがあつて、或は朱書し或は墨書してあるが、此類の墓誌は大抵皆磚質のものである。<sup>①</sup>佛家を葬つた場合に、多くは塔を建てるので又之を塔銘といふ。北朝には尙ほ少く、僅に北魏の孫遼の一刻が「浮圖銘」と稱し(孫遼には別に墓誌があるが偽物である。)且つ僧侶でなくして居士のものである。<sup>②</sup>其他魏の惠猛法師<sup>③</sup>はたゞ墓誌と稱し、齊の法勲禪師<sup>④</sup>太寧二年(西紀五二二年)のもの、隋の惠雲法師<sup>⑤</sup>開皇十四年(西紀五九四年)のは墓と稱してゐる。隋以前の僧には墓誌を作るものが多くなかつたことが知られる。唐に至つて其風が最も盛んとなり、標題も一樣でなく、「焚身塔」と稱するものがある。「塔」と稱せずして「方墳」「石室」「龕塋」といふものもあるが、これ等は變例である。<sup>⑥</sup>

① 顧燮光「古誌彙目」に、陳邦述は之を定めて杜臨の封塚記とす、濟南圖書館にありと見ゆ。顧燮光「古刻萃珍」に拓影を收む。(第十九圖參照)

② 羅振玉「恆農家墓遺文」恆農專錄「端方「匄齋藏板記」參

照。羅氏の書には河南靈寶縣(漢の弘農郡)から出たとある。(第二十圖参照)

③「大唐開元禮」三品以上喪・四品以下喪・六品以下喪の「將葬」の陳器用・器行序、「墓上進止」の掩塋、「改葬」の到墓の條にはそれらの場合に於ける「誌石」「誌石車」の位置を規定してゐる。

④「金石萃編」卷二五「寰宇貞石圖」「藝術叢編」(廣倉古石錄)。廣倉古石錄には拓本二種を載す。圭首で碑式のものである。

⑤「匄齋藏石記」「古誌彙目」。

⑥⑦⑧並びに羅振玉「六朝墓誌菁英二編」及び「藝術叢編」に拓影を載す。荀岳墓誌は「芒洛家墓遺文三編」に錄文あり。

⑨⑩⑪⑫⑬「古誌新目」著錄。魏鑑・張明は「藝術叢編」(古石抱守錄)に、石鈔・石定は「古刻萃珍」に拓影あり。(第二十一圖参照)。鄭舒妻劉氏墓題字は「藝術叢編」(廣倉古石錄)に拓影あり「中州家墓遺文補遺」に文を錄す。

⑭「六朝墓誌菁英」「古刻萃珍」「匄齋藏石記」「山左家墓遺文」。

⑮韓顯宗墓誌以下「古誌彙目」参照。

⑯「兩浙家墓遺文補遺」「古誌新目」「廣倉古石錄」に拓影あり。

⑰⑱⑲⑳「古誌彙目」参照。程虔墓誌は「廣倉古石錄」に拓影あり。李謀墓誌の文は「山左家墓遺文」に錄す。

⑳羅振玉「蒿里遺文目錄」中の「職誌微存目錄」黃文弼「高昌專集」參看。

㉑「中州家墓遺文」。

㉒「匄齋藏石記」「古誌彙目」。

㉓「匄齋藏石記」「鄴下家墓遺文」「古誌彙目」。

㉔「中州家墓遺文」「古誌彙目」。

㉕灰身塔と稱するものの方が数多く著錄に見えてゐる。黃立猷「石刻名彙」に誌銘類異名錄を附録してゐる。

附記 吳隱の「六朝誌銘叢錄」が手許になく参照しなかつた。

墓前とは墓地を買つた券であつて壙中に置くもので



第二十二圖(Fig.22) 北魏張猛洛墓券 陶齋藏版

ある。其券は皆真正の券ではない。吳の浩宗墓券<sup>①</sup>（西黃武四年、晉の楊紹墓券<sup>②</sup>（太康五年、西咸紀二二五）、宋の王佛女墓券<sup>④</sup>（元嘉九年、西康紀三三八）、唐の喬進臣墓券<sup>⑤</sup>（西紀四三二）、南漢の馬二十四娘墓券<sup>⑥</sup>（西紀九六二）、大寶五年宋（西紀八一四）の朱近墓券<sup>⑦</sup>（紹興九年、西紀一二三九）明の宋秀買墓地合同<sup>⑧</sup>（隆慶二年、西紀一五六八）李孟春買墳地券<sup>⑨</sup>（年未詳）等の如き、其の記載されてゐる四至や證人は皆虛無縹緲の詞に過ぎず、村巫の陋俗である。その真正の券で事實を記した者は僅に漢の武孟子男靡嬰墓券<sup>⑩</sup>（建初六年、西紀一六八）王君卿買地券<sup>⑪</sup>（建寧二年、西紀一六八）孫成墓券<sup>⑫</sup>（建寧四年、西紀一六八）洛墓券<sup>⑬</sup>（正始四年、西紀五〇七）の五種あるに過ぎぬ。たゞ唐の劉玄簡墓券<sup>⑭</sup>（大中年、西紀八四七）はその前部に記せる四至は實際の境界であるが、後部に記せる四至は青龍白虎の屬であつて、これは事實を記して兼ねて習俗に従つたものである。此種の墓券は石又は磚であるが、たゞ王君卿・孫成の券は鉛を用ひ、永建四年券は鐵を用ひてあり、皆稀見の品である。此外尙ほ墓誌の後に記載せられたものがあつて、余の見たのは唐の徐府君劉夫人合祔銘<sup>⑮</sup>（大和九年、西紀八三五）の一石だけであるが、これ亦事實を記載した眞券である。

① 羅振玉「地券徵存」「藝術叢編」（專門名家）。

② 「越中金石記」「地券徵存」「兩浙佚金佚石集存」「藝術叢編」（專門名家）「潛研堂金石文跋尾」。

③ 「地券徵存」「兩浙家墓遺文」「藝術叢編」（蒿里遺珍拾補）（古石抱守錄）兩載。

④ 仁井田陞氏「漢魏六朝の土地賣買文書」（東方學報東京第八冊）に文を録し解説す。なほ本項の讀者は仁井田氏のこの論文を參看せらるべし。

⑤ ⑥ ⑦ 「地券徵存」。

⑧ ⑨ 「匄齊藏石記」。

⑩ 「匄齊藏石記」「地券徵存」。玉券である。

⑪ 仁井田氏上掲論文に拓影を出す。輒は今中村不折氏の有に歸す。

⑫ 「貞松堂集古遺文」卷十五に王末卿買地鉛券（建寧二年八月）とある。

⑬ 「地券徵存」「芒洛家墓遺文續編」。

⑭ 「匄齊藏石記」「地券徵存」「蒿里遺珍拾補」。（第二十二圖參照）

⑮ 「匄齊藏石記」「地券徵存」。

⑯ 未詳。

⑰ 「江蘇金石志」「古誌彙目」。